IBARAKI
Travel Agents Association
茨城県旅行業協会

かわら版

平成29年9月13日発行
第31号（通巻142号）
一般社団法人　茨城県旅行業協会
水戸市城南2－8－38
常磐第一ビル3階
電話　029-225-2641
FAX　029-225-2505

第2回理事会　報告

9月11日（月）母畑温泉八幡屋　会議室
出席理事監事・15名
欠席監事・1名

報告事項

1、関係団体報告
7/11 国体実行委員会第2回総会・7/12 立入検・7/18 ホテル三日月葬儀出席、7/20、ＪＴＢとの国体関係打合せ、7/28（一社）茨城県観光物産協会臨時理事会、8/4 横島交通様葬儀出席、8/22 第2回茨旅協三役会、9/3 国内旅行業務取扱管理者試験、9/7 国体第5回配宿部会、9/9 江戸屋様と国体関係配宿について打合せ

2、（一社）全旅協及び関東地方支部長連絡会
7/29 国内観光活性化フォーラム in こうち検討、自民党党員募集要請があった

3、㈱全旅関係
8/4 取締役会、クーポン会入会促進、自治体が行うツアー、ボランティアツアーについて

4、第2回茨旅協三役会
8/22 第2回理事会、9/11 茨旅協賛助会合同理事会及び合同総会について検討

5、旅行業法に基づく立入検査の実施について

6、会員の動き
…以上報告がされた

審議事項

1、茨旅協・全旅協入会申請について
2社の承認がされた

2、平成29年度茨旅協賛助会合同理事会及び合同総会について
理事会、業務企画委員会で検討し、承認された

3、平成29年度会員研修会について
…承認された

4、平成29国内、海外研修について
国内研修「国内観光活性化フォーラム in こうち」とする
海外研修については実施しない
…承認された

5、徳島研修について
全旅協支部で千葉、茨城、山梨連合で研修を実施について協力する
…承認された

6、任意保険（旅行傷害保険）について
会員がお客様へ任意保険(国内)を取扱いできるよう準備をする。再検討部分を見直し
…承認された

※次回理事会　平成29年11月1日（月）
※第2回業務企画委員会　9月28日（木）
※第2回総務財務委員会　10月12日（木）
※平成29年度中間業務会計中間監査会　10月17日（火）

＊茨旅協賛助会合同理事会報告＊

出席者茨旅協理事監事15名　賛助会理事19名

平成29年9月11日(月)　母畑温泉　野幡屋会議室に於いて合同理事会を開催致しました。今回の合同理事会の主な議題としましては、旅行業と観光業の動向について認識し、平成29年茨旅協賛助会合同総会を意義のある総会にするために賛助会理事様にご意見をいただきたく合同理事会を行いました。来年の総会は協会65周年にあたり、新しい企画で実施する予定で考えております。　賛助会会員様の出席に対し、協会会員様の出席数が少ないので是非皆様ご出席下さいますようお願いいたします。

≪ご確認下さい！≫

■新旅行業法（平成29年改正）について

平成29年法律第50号として6月2日に公布されました(以下「新旅行業法」)施行日を平成30年1月4日とする政令が公布されます。

詳しくはＡＮＴＡ NEWS ９・１０号(vol236)Ｐ8～10をご参照下さい。

■観光庁より「自治体が関与するツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて」のQ&Aが追加されました。

http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000107.html　ＡＮＴＡ NEWS ９・１０号(vol236)Ｐ10～11をご参照下さい。

HPの一番下に参考資料としてQ&Aが追加されています。

《一部抜粋》↓

問３．今回の通知で明確化されたのは、自治体が実施するツアーのみでしょうか。自治体が出資するような外郭団体や独立行政法人などはこの対象とならないのでしょうか。

答．旅行業法の適用の有無について、自治体の場合は営利性、事業性がなく、旅行業法の適用を受けない蓋然性が高いため、今回は地方自治体が実施するもののみを明確化しました。なお、上記のとおり、旅行業法の適用の有無は営利性、事業性から総合的に判断されるため、外郭団体や独立行政法人についても総合的に判断されるのが適当と考えます。

問４．教育委員会、公益法人、NPO、商工会等が実施するツアーは、旅行業法の適用を受けるのでしょうか。

答．教育委員会は地方教育行政機関であり自治体と同様に考えられます。その他の主体は自治体ではないので、旅行業法の適用を受けるか否かは、営利性、事業性の有無について総合的に判断することが必要となります。

問５．自治体がツアー実施に伴う業務の一部を旅行業者ではない民間業者等に委託する場合は、旅行業法の適用を受けるのでしょうか。

答．自治体がツアー実施に伴う業務の一部を業者等に委託する場合で、自治体が実質的に旅行の企画・運営に関与し、かつ営利性、、事業性がないと総合的に判断される場合は、旅行業法の適用を受けません。

問６．自治体の後援や補助を受けてＮＰＯ等がツアーを実施する場合は、旅行業法の適用を受けるのでしょうか。

答．自治体が民間やＮＰＯ等が行うツアーの後援や補助を実施している場合は、自治体が実質的に旅行の企画・運営に関与していると認められ、かつ、営利性、事業性がないと総合的に判断される程度のものである場合、旅行業法の適用を受けません。

＊～

＊～　かわら版ＮＯ2.

■福島県より「戊辰戦争150周年」をテーマとした福島県旅行エージェント招請事業のご案内
福島県よりエージェント招請事業のご案内がありました。
以下の参加資格を満たされている会員様に是非ご参加いただければと存じます。参加を希望される方は、会津トラベルサービスのHPご参照ください*参加費無料*
http://www.aizutravel.com/course/detail.php?id=2112
①2018年4月上半期以降に福島県への旅行商品造成又は団体送客等を検討されている旅行会社の方。
②旅行業経験等での経験年数が5年以内の方

■平成２９年度会津磐梯山エリアスキー教育旅行再興プロジェクト事業「会津磐梯山エリアスキー誘客促進事業」(貸切バス代補助)の実施について
https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01240a/kyouikuryokou-hojokin29.html
https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/life/291303_698153_misc.pdf
★最大８万円補助！
会津地方振興局では、福島県外から貸切バスを利用して、会津磐梯山エリア内のスキー場を利用する団体に対し、
バス料金の一部を補助する「会津磐梯山エリアスキー誘客促進事業」を実施します。
(お問い合わせ先)
会津地方振興局　復興支援・地域連携室
〒965-8501 福島県会津若松市追手町7-5
Tel：0242-29-5214　Fax：0242-29-5228

予告！！

□平成29年度　茨旅協賛助会合同総会開催日決定□

期日　平成30年1月16日(火)、17日(水)　1泊2日
場所　母畑温泉　八幡屋
※詳細は12月頃にお知らせいたします。

□平成29年度　国内研修
国内観光化活性化フォーラムinこうち□
期日　平成30年2月13(火)～15日(木)　2泊3日
※茨城空港発着予定(神戸～徳島～高知)
※詳細は決まり次第お知らせいたします。

■平成30年度フォーラムは福島に決定！！■

■国内旅程管理研修■

実施日　平成29年12月5日(火)・6日(水)
場　所　埼玉県　大宮ソニックシティ
＊間もなく詳細をご連絡いたします。

■平成29年度　会員研修会■
「世界最大級 旅の祭典ツーリズムＥＸＰＯジャパン～ランチクルーズ研修}
実施日　平成29年9月22日（金）
＊若干空席がございますので、是非ご参加下さい。
＊水戸ドライブイン乗車の方は第２駐車場をご利用下さい。

※点検事項について常に心掛け旅行業法遵守して下さい

※旅行者に取引条件説明書面交付、取引条件の説明、契約書面、確定書面交付、企画旅行広告表示基準、特別補償に係る保険の付保、事故処理体制を従業員、添乗員等への周知、無登録業者の旅行取引に関与し、営業を幇助していないか・・・

＊茨旅協のぼり旗１枚１，５００円　販売しております。是非、お買い求めください！！(そろそろ色褪せておりませんか？)
＊外務員証の更新手続きについて　・旅行業更新登録と同時に外務員証の更新も行って下さい。新入社員の方への発行もお忘れなく！
※全旅協HP　会員ページもCheckして下さい。　ログイン：member　PW：17anta

＊お願いです！**茨旅協賛助会様への優先送客をお願い致します！**

※旅行業更新登録申請、取引額報告や提出期限書類はお早目にお願い致します。
※協会HPの更新が止まっておりますが間もなくリニューアルいたします。ご迷惑お掛けしております。

≪全旅協旅行災害補償制度について≫

「全旅協旅行災害補償制度」・・・注意！参加者名簿の備え付けもお忘れなく！
＊秋のシーズンの準備で何かとお忙しいことと存じますが、大切なお客様の為に保険の掛け忘れのないようにお願いいたします。

＊～

※協会に対するご意見ご要望がございましたら事務局までご連絡下さい。